平成２５年（フ）第３５３３号
大阪市浪速区恵美須西３丁目１の４　大隅アパート３階40号、開始決定時大阪市浪速区難波中３丁目16番18―1202号
破産者　福田　誠光
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５８１号
大阪市住吉区苅田２丁目15番10―506号、前住所大阪市阿倍野区晴明通11番55号
破産者　有馬　　司
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４９１号
大阪府東大阪市徳庵本町６番13号　藤井ハイツ101号
破産者　小林　広樹
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３１０号
大阪府箕面市桜６丁目１―13―18、開始決定時大阪府箕面市西小路２丁目５番16号
破産者　西川　健二
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０６６号
大阪府吹田市山田南29番１―603号
破産者　酒本　篤志
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０８号
大阪府吹田市山田南38番14号
破産者　西村　　仁
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４号
兵庫県丹波市春日町園部10番地　市営住宅園部団地15号、開始決定時の住所兵庫県丹波市氷上町谷村634番地３
破産者　細見　和紀
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
徳島県阿波市阿波町西原208番地１
破産者　篠原　精二
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８４号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地37棟１号
破産者　渡部　武良
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７号
北九州市小倉北区真鶴２丁目１番10―1303号
破産者　田中　長英
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５４号
北海道岩見沢市上幌向町341番地10
破産者　遊佐　　学
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６１号
秋田県由利本荘市西目町西目字釜ヶ沢106番地
破産者　岡田　　實
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第３９号
神奈川県厚木市岡田２丁目８番28―301号、開始決定時の住所愛知県安城市昭和町18番26号　昭和レジデンス３．401
破産者　橘川　広樹
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
大津市坂本４丁目１番27号
破産者　和泉　孝男
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１３号
和歌山市布施屋607番地の１ライオンズマンションリバーサイド布施屋701号、開始決定時の住所和歌山県紀の川市貴志川町国主48番地７
破産者　峯野　和也
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９８号
宮崎県日向市大字財光寺3096番地
破産者　那須　愼二
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部